

静岡県草薙総合運動場

指定管理者募集要項

令和 7 年 8 月

静岡県交通基盤部都市局公園緑地課

目 次

1	募集の概要	
(1)	施設概要	1
(2)	指定期間	1
(3)	指定管理者の選定方法	1
(4)	協定の締結	1
2	指定管理者が行う業務の範囲	1
3	県が支払う指定管理料	2
4	県への納入金	2
5	指定管理者募集に関する事項	
(1)	スケジュール	2
(2)	申請に関する事項	4
(3)	審査及び選定に関する事項	6
(4)	協定に関する事項	9
6	業務の基準	
(1)	管理運営方針	15
(2)	基本計画に定める経営努力目標の扱い	15
(3)	管理運営業務の基準	16
(4)	事業報告等の基準	16
7	事業の適正な実施に関する事項	
(1)	業務の委託	17
(2)	法令等の遵守	18
(3)	人員の確保と労働安全	18
(4)	有料公園施設の使用調整	18
(5)	事業評価	19
(6)	利用者の苦情・意見への対応	19
(7)	静岡県都市公園懇話会の提言の尊重	19
8	ネーミングライツの導入について	19
9	留意事項	
(1)	事業報告書の公表	19
(2)	随時状況の監視について	19
10	事業の継続が困難となった場合における措置	20
11	業務の引継ぎについて	20
	有料公園施設内における広告物取扱要綱	22
	県及び指定管理者の業務区分表（別紙）	24
	静岡県草薙総合運動場指定管理者募集に係る現地説明会参加申込書（様式第1号）	27
	静岡県草薙総合運動場指定管理者募集に関する質問書（様式第2号）	28
	指定管理者指定申請書（様式第3号）	29
	静岡県草薙総合運動場事業計画書（様式第4号）	30
	静岡県草薙総合運動場管理運営業務に関するグループ協定書（様式第5号）	74
	委任状（様式第6号）	76

静岡県草薙総合運動場指定管理者募集要項

1 募集の概要

(1) 施設概要

名 称 静岡県草薙総合運動場（以下、「草薙総合運動場」という。）

供用開始日 昭和 38 年 4 月 16 日

住 所 静岡市駿河区栗原 19 番地 1

施設の種類 都市公園（運動公園）

供 用 面 積 26.4ha

（管理面積は、栗原 665 番地（200 m²）、国吉田四丁目 175 番地（64 m²）
及び国吉田四丁目 188 番地（10 m²）を加えた計 26.427ha）

主 な 施 設

区分	施設名
有料公園施設	硬式野球場、軟式野球場、陸上競技場（雨天練習場、電光表示盤、写真判定室（2）、トレーニングルームを含む）、補助競技場、球技場、庭球場（管理棟、本部棟を含む）、体育館（メインフロア、サブフロア）、屋内運動場、屋内水泳場
無料公園施設	児童プール（児童遊園地）、ユリノキ広場、エノキ広場、緑地広場、南駐車場、北駐車場、園地・園路
その他施設等	切符売場（1）、四阿（2）、屋外便所（11）

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(3) 指定管理者の選定方法

指定管理者は公募により募集します。申請書類の内容並びにプレゼンテーション及びヒアリングの結果を審査して指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者を指定します。

(4) 協定の締結

指定管理者の指定後、管理運営の細目について県と指定管理者が協議し、協定を締結します。

2 指定管理者が行う業務の範囲

草薙総合運動場における指定管理者の業務の範囲は次のとおりです。

- ・ 県営都市公園有料公園施設使用基準に基づく優先使用及び一般使用の調整

- ・有料公園施設の利用承認に関する業務
- ・公園の維持管理に関する業務
- ・利用料金の設定及び収受に関する業務（利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者が収入として収受する）
- ・草薙総合運動場の公園特性を活かし、指定管理者の持つノウハウを活用し、新しい工夫を取り入れた多彩なイベント、プログラムなどの実施や利用者ニーズに合ったサービスの提供による利用促進
- ・行為の許可に関する業務
- ・都市公園法に基づき県が行う許可に係る許可申請の受付、使用料の代行徴収
- ・その他静岡県都市公園条例別表第3に掲げる業務

3 県が支払う指定管理料

県が支払う指定管理料は、次の額を指定期間中の各年度の上限として、事業計画書において提示のあった金額に基づき、年度ごとに支払います。

年間上限額 374,100 千円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

5 年間上限額 1,870,500 千円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。）

4 県への納入金

有料公園施設利用料金収入及び行為の許可に係る利用料金収入の合計額の10%を県に納入してください。各年度の納入時期は、協議の上決定します。

5 指定管理者募集に関する事項

(1) スケジュール

① 現地説明会

開催日時：令和7年9月5日（金）午後2時から

集合場所：草薙総合運動場 野球場管理事務所入口

申込方法：様式第1号(現地説明会参加申込書)により、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかで、「④問い合わせ先及び申請書類提出先」へ9月3日（水）午後5時までにお申し込みください。郵送の場合は、9月3日（水）午後5時必着とします。参加人数は1法人(団体)あたり2人以内とします。なお、指定管理者の申請をしようとする場合は、必ずこの説明会に出席してください。※当日は、募集要項の配布はしませんので、必ず持参してください。

② 募集に関する質問

受付期間：現地説明会開催日～令和7年9月16日（火）午後5時まで

送付方法：様式第2号(募集に関する質問)により、ファックス又は電子メールのいずれかで、「④問い合わせ先及び申請書類提出先」まで受付期間内に送

付してください。

回答予定日：令和 7 年 9 月 17 日（水）

回答方法：質問者及び現地説明会参加者全員に、ファックス又は電子メールにて回答します（様式第 1 号（説明会参加申込書）に記載されたファックス番号又は電子メールアドレスあて回答します。）

③ 申請書類の受付

受付期間：令和 7 年 9 月 18 日（木）から令和 7 年 9 月 22 日（月）まで

提出方法：「④問い合わせ先及び申請書類提出先」まで郵送又は持参にて提出してください。

なお、持参の場合は平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。

郵送の場合は、令和 7 年 9 月 22 日（月）午後 5 時必着とします。

④ 問い合わせ先及び申請書類提出先

〒420－8601 静岡県葵区追手町 9 番 6 号

静岡県 交通基盤部 都市局 公園緑地課（県庁東館 12 階西側）

電話：054－221－3492

ファックス：054－221－3493

電子メール：parks@pref.shizuoka.lg.jp

⑤ 第 1 次審査

実施時期：令和 7 年 10 月 6 日（月）

指定管理者選定委員会において、申請書類に基づき第 1 次審査を行います。結果は申請者全員に通知します。

⑥ 第 2 次審査

実施時期：令和 7 年 10 月 17 日（金）

ア プレゼンテーション及びヒアリング

指定管理者選定委員会において、第 1 次審査通過者によるプレゼンテーション及び同者に対するヒアリングを行います。

日時、場所、実施方法など詳細は、別途第 1 次審査通過者に通知します。

イ 優秀者の選定

指定管理者選定委員会で第 1 次審査通過者の評価を行い、優秀者 1 者を選定します。

⑦ 指定管理者の候補者の選定及び選定結果の通知

令和 7 年 11 月下旬

指定管理者選定委員会での優秀者の選定結果に基づき、知事が指定管理者の候補

者を選定します。指定管理者の候補者の選定結果は、選定後速やかに第1次審査通過者にお知らせするとともに、公表します。

⑧ 指定管理者の指定

令和7年12月下旬に県議会の議決を経て指定を行います。

⑨ 指定管理者との協定の締結

令和8年3月31日付けで協定を締結する予定です。

(2) 申請に関する事項

① 申請資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。個人での申請はできません。なお、次のいずれかに該当する法人等は、申請者となることはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 静岡県から指名停止措置を受けている者
- ウ 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- オ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）
- カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立て（同法附則第3条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法の廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者
- キ 会社更生法（平成14年法律第15号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法の規定に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）

- ク 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- ケ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第33条第1項に定める再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）
- コ 指定管理者選定委員会委員と資本面で関連がある者

② グループでの申請

複数の法人等がグループを構成して申請する場合は、代表法人等を定めること（他の法人等は、当該グループの構成員として扱います。）。

単独で申請した法人等は、他のグループ申請の構成員となることはできません。
また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

③ 申請手続

申請時には、次の書類を提出してください。なお、申請に際して必要となる費用は全て申請者の負担とします。

グループ申請の場合は、ウの書類は構成員となる全ての法人等のものを提出してください。提出部数は正本1部、副本19部です。

- ア 申請書（様式第3号）
- イ 事業計画書（様式第4号）
- ウ 申請する法人等に関する書類
- ・定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - ・法人にあっては法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し）
 - ・印鑑証明書
 - ・団体の組織、沿革、その他事業の概要を記載した書類
 - ・貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（直近3年分）
 - ・納税証明書（①ウに掲げる税目に係るもの。法人都道府県民税及び法人事業税については、主たる事務所のある都道府県及び静岡県（静岡県内に事業所等のある場合）のもの。直近3年分。）
 - ・役員名簿及び履歴書
 - ・公園施設又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類（実績がある場合）
- エ グループの構成員を記載した書類（グループ申請の場合）
- オ グループ協定書の写し（グループ申請の場合。様式第5号）

カ 委任状（グループ申請の場合。様式第 6 号）

④ 留意事項

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

- ア 複数の事業計画書を提出した場合
- イ 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、指定管理者選定委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に、又は他者を不利にするように働きかけた場合
- ウ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- エ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- オ 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合
- カ 県が支払う指定管理料について、事業計画書において、3 で示している上限額を超える提示をした場合
- キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

⑤ 申請書類の取扱い

ア 著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、県は、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な場合、その他県が必要と認める場合は、指定管理者候補者の申請書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。また、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な範囲で、その他の申請者の申請書類の一部を無償で利用できるものとします。

イ 特許権等

申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

ウ 返却

指定管理者に指定された者以外の申請書類は、希望があれば指定管理者指定手続き終了後（令和 7 年 12 月下旬予定）、正本のみ申請者に返却します。

(3) 審査及び選定に関する事項

① 審査方法

指定管理者選定委員会が、申請書類の内容並びにプレゼンテーション及びヒアリングの結果により審査し、優秀者を選定します。

指定管理者選定委員会は、選定した優秀者を知事へ報告し、知事は報告に基づいて指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て指定管理者を指定します。

申請者の中に指定管理者としてふさわしいと県が認める者がいなかった場合は、

この募集に基づく指定管理者の指定はしません。

② 指定管理者選定委員会委員

指定管理者選定委員会委員は、次の表のとおりです。

氏 名	所 属・役 職
井口 義也	一般社団法人 日本公園施設業協会前専務理事
黒田 宏治	静岡文化芸術大学大学院教授
牛場 智	静岡大学 地域創造学環 教授
中西 健一郎	静岡産業大学 スポーツ科学部 教授
清水 裕子	大阪公立大学 特別研究員
杉原 賢一	杉原賢一税理士事務所 公認会計士
海野 智之	静岡県都市局長

なお、指定管理者候補者の公表までの間に、申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、指定管理者選定委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁じます。

③ 審査項目及び配点

審査項目及び配点は、次のとおりです。

ア 団体の能力(10 点)	
団体の経営状況等	・業務の継続性や安定性が確保されると判断できる具体的な提案がなされているか。 ・安定性や妥当かつ長期的な経営方針はあるか。
施設の管理に関する基本的考え方	・公園の特性を明確に認識し、管理運営上の課題を十分に把握しているか。 ・静岡県営都市公園基本構想及び静岡県営都市公園経営基本計画に定める本公園の基本計画に沿った基本方針となっているか。 ・全ての都市公園に共通する機能である「多様化する利用者ニーズを踏まえたサービスの提供」と「安全・安心・快適な施設の提供」にデジタル技術の活用やカーボンニュートラルなど持続可能な取組を、重要な視点として取り込んだ基本方針となっているか。 ・施設の公共性を踏まえた基本方針となっているか。 ・現在の業務や過去の実績と関連があるなど、参加の動機付けが十分に認められるか。
イ 経営に関する計画等(10 点)	
収支計画、利用人数の計画、管理経費の節減等	・限られた経費でより良い施設管理やサービスを行うための取組など、効率的な管理運営を行うための工夫があるか。 ・適切な利用料金設定と、効果的な減免が提案されているか。
ウ 組織体制に関する計画(12 点)	
管理運営体制	・各業務を確実に実施できる体制又はグループ構成となっているか。 ・必要なスタッフや専門的な能力を持つ職員が配置されているか。

	職員の配置計画	・植栽・緑地の維持管理に必要な技術や知識を有する人材を確保しているか。 ・建物、設備、運動施設、運動器具、遊具の維持管理、運営に必要な技術や知識を有する人材を確保しているか。 ・運動施設の芝生の維持管理に必要な技術や知識を有する人材を確保しているか。 ・施設の小修繕に対応できる技術や知識を有する人材を確保しているか。
	人材の育成計画	・施設の運営や維持管理に必要な知識を習得するための研修など、適切な人材育成計画があるか。 ・日常業務の中で、施設の運営や維持管理に必要な知識を職員が獲得できる組織管理体制となっているか。
	接客、利用指導、苦情処理	・接客、利用指導、苦情処理が適切に行われるか。
エ サービス向上、利用増進に関する計画(22点)		
	イベント、広報計画、自主事業計画	・公園特性に合った利用促進・誘致方策があるか。効果的な広報戦略があるか。 ・公園特性に合った実現可能な自主事業が提案されているか。また、過度に収益性を求めたものでないか。 ・自主事業の実施によって、優先使用調整への支障や、一般利用者の利用阻害のおそれはないか。
	利用者意見の反映等	・供用日、供用時間等の設定は適切か。 ・施設の利用受付、調整、決定の方法は、公共性、公平性が確保されるか。 ・利用者の利便に配慮(ユニバーサルデザインへの対応を含む。)したものか。また、利用者ニーズの把握、管理運営への反映が適切に行われるか。
	地域団体等との連携	・関係団体、地域住民やボランティア、地域団体、地元自治体等との連携方策は適切か。 ・指定管理者となることによる地域の活性化、地域への経済効果、周辺施設と連携した取組、社会活動など、地域への貢献があるか。
オ 施設管理に関する計画(16点)		
	施設等維持管理	・建物、設備、運動施設、運動器具、遊具の維持管理方法、計画は妥当か(点検修繕、長寿命化対応等)。安全性及び必要な管理水準を確保できるか。 ・樹木・植物(運動施設の芝生を含む。)の維持管理方法、計画は妥当か。必要な管理水準を確保できるか。
カ 危機管理体制(10点)		
	地震、火災等緊急時の対応	・地震、火災等、災害発生時の対応方針及び事前の取組の方策は適切か。
	事故防止の取組及び発生時の対応	・施設、設備の特性を理解し、想定される事故リスクに対し、適切な防止策を講じているか。 ・事故発生時の連絡体制、応急措置等の対応方針は適切か。
キ 指定管理料(20点)		

④ 指定管理者の選定過程及び申請書類内容の公表等

ア 次に掲げる事項については、公表します。

(ア) 申請書類の受付期間終了後

- ・ 申請者数

(イ) 指定管理者候補者の公表後

- ・ 全ての申請者の名称
- ・ 全ての申請者の申請書類の概要（公にすることにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある部分を除きます。）
- ・ 全ての申請者の評価点数
- ・ 全ての申請者の評価理由（公にすることにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある部分を除きます。）

イ 静岡県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、同条例の規定に従って、申請書類の内容の全部又は一部を開示します。

(4) 協定に関する事項

協定の内容は、以下のとおり予定しています。

① 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

② 利用承認に関する事項

指定管理者は、有料公園及び有料公園施設の利用承認、取消しを行うことができます。

③ 行為の許可に関する事項

指定管理者は、行為の許可、取消しを行うことができます。

④ 利用料金に関する事項

指定管理者は、静岡県都市公園条例に定める額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を定めることができます。

利用料金は、指定管理者が直接収入として収受することができます。

⑤ 県への納入金に関する事項

「4 県への納入金」参照

⑥ 利用料金の減免に関する事項

ア 必ず利用料金を減免する場合

次の場合には、必ず利用料金の減免を行うこととします。

(ア) 高齢者、障害のある人等に対する減免

a 減免対象となる利用料金

静岡県都市公園条例別表第1に掲げる有料公園施設の指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める専用で使しない場合、利用料金の全額。

(以下(イ)において同じ。)

b 対象者

(a) 年齢満70歳以上の者(以下「高齢者」という。)

(b) 障害者基本法第2条に規定する障害者で次に掲げる者

- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項に定める医療受給者証又は同法第28条第2項に基づく指定難病の患者であることの証明書の交付を受けている者

(c) (b)に掲げる者(以下「障害のある人」という。)に現に付き添って介護している者(以下「介護者」という。)。ただし、当該障害のある人1人につき介護者が2人以上いるときは、いずれか1人に限ります。

(イ) 県民の日の減免

a 減免対象となる利用料金

水泳場の専用で使しない場合、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める利用料金の全額。

b 減免する日

県民の日(毎年8月21日)またはその近辺の1日または複数日

c 対象者

専用使用以外の水泳場利用者全員

イ 指定管理者の裁量で利用料金を減免できる場合

指定管理者は、静岡県都市公園条例施行規則第5条の7に該当するときは、利用料金の減免をすることができます。

ウ 減免額相当分の補填

アの場合の減免額相当分は、指定管理料に含まれているものとし、指定管理者は別途県に対して費用を請求できません。

イの場合の減免額相当分について、県は補填しません。

⑦ 陸上競技場公認検定等に必要な工事のための施設使用制限

陸上競技場は第1種公認陸上競技場、補助競技場は第3種公認陸上競技場となつ

ているため、5年ごとの公認検定が必要となります。

(現有効期間はいずれも令和12年4月30日)

公認基準を満たすための修繕工事を令和11年度に実施することが想定され、工事期間中は競技場の使用が制限されることとなります。(検定の申請は県が実施し、申請及び修繕工事に係る費用は全て県が負担します。)

収支算定にあたっては、陸上競技場と補助競技場が使用出来ない期間があることを前提としてください。過去の公認更新に伴う工事期間等は以下のとおりとなり、工事期間は施工内容により変動します。

項目	年度	工事期間	備考
陸上競技場	R6年度	R6.7/2～R7.3/25	1種公認
	R1年度	R1.9/17～R2.3.19	1種公認
	H26年度	H26.9/9～H27.3/25	1種公認
	H21年度	H21.9/16～H22.3/25	1種公認
	H16年度	H16.10/1～H17.3/25	1種公認
補助競技場	R6年度	R6.7/2～R7.3/25	3種公認
	R1年度	R1.9/17～R2.3.19	3種公認
	H26年度	H26.9/9～H27.3/25	3種公認
	H21年度	H21.9/16～H22.3/25	3種公認
	H16年度	H16.10/1～H17.3/25	3種公認

⑧ 公園内における広告物の表示等

都市公園条例第3条第1項第5号に規定する有料公園施設内の広告物の掲出又は表示及びその他園内での広告物の掲出又は表示は、屋外広告物法、静岡市屋外広告物条例、その他関係法令及び別紙1（有料公園施設内における広告物の取扱）の定めるところに従ってください。主な点は次のとおりです。

① 公園内では、原則として広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することはできません（静岡市屋外広告物条例）。

② ①にかかわらず、次の場合には、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置することができます（静岡市屋外広告物条例）。

ア 自己の氏名、名称、店名、商標等を表示するため、自己の営業所、作業場等に基準に適合して表示・設置するもの又は許可を受けて表示・設置するもの
イ 講演会、展覧会、音楽会等のため、会場の敷地内に表示・設置するもの

⑨ 個人情報の保護に関する事項

指定管理者は、管理運営上知り得た個人情報について、個人情報保護法及び関係法令に基づき、適切に保護し管理等手続きを行う必要があります。

⑩ 供用日及び供用時間に関する事項

有料公園施設の供用日及び供用時間は、少なくとも静岡県都市公園条例別表第1の2に定める供用日及び供用時間を満たすこととして、事業計画書で提案してください

い。

無料公園施設のうち、児童プールの供用日及び供用時間は、それぞれ 40 日間以上及び 7 時間以上を満たすこととして、事業計画書で提案してください。

⑪ 指定の取消し等に関する事項

知事は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者が知事の指示に従わないときや当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

⑫ 業務区分、リスク管理に関する事項

県と指定管理者の業務区分は、別紙 2「県及び指定管理者の業務区分表」によります。指定管理者には、別添「静岡県草薙総合運動場における管理運営業務の基準」等を踏まえ、利用者の安全確保を最優先とした管理を行ってください。

事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、原則、指定管理者によるものとします。ただし、施設の瑕疵の場合は、原因の程度に応じ県によるものとします。

なお、指定管理者は、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに県に報告しなければならないものとします。

また、施設管理や業務遂行等に伴う賠償事故への補償に備え、施設の特性を踏まえて「施設賠償責任保険」等の必要な保険に加入してください。この場合、賠償責任保険に加入する際には、被保険者に「静岡県」も加え、県が法律上の賠償責任を負担する事故等による損害に対し、保険金が支払われるようにしてください。

⑬ 事業報告に関する事項

「6 (4) 事業報告等の基準」参照

⑭ 指定管理料の支払いに関する事項

県が支払う指定管理料は、指定期間中の各年度（4 月から翌年 3 月）の額を協定書に定め、年度ごとに支払います。各年度の具体的な支払時期は、協議の上決定します。

⑮ 自主事業に関する事項

ア 自主事業とは

自主事業とは、指定管理者が自ら公園施設を使用して行う事業（イベント、講習会、飲食提供、物販等）で、一般使用受付によらないものをいい、次に掲げるものがあります。自主事業の収支等は指定管理事業とは区分けをして実績の管理を行い、県への報告が必要です。

(ア) 有料自主事業 … 都市公園条例で定める利用料金以外の料金を徴収したり売上金を得る事業（イベント、物販等）

(イ) 無料自主事業 … 有料自主事業以外の自主事業（講習会等において資料代等の実費のみを徴収する場合を含む。）

イ 自主事業実施に必要な手続、使用料等

有 料 公 園 施 設 に お ける 自 主 事 業	有料公園施設本来の使用 （都市公園条例別表第4 に定める利用料金徴収の 対象となる使用）		有料自主 事業	・使用は指定管理者の裁量。県営都市公園有 料公園施設使用基準を参考に行う。 ・当該使用にかかる利用料金相当額は、県へ の納入金算定に加える（有料自主事業に限る）
			無料自主 事業	
	上記以外の使用（売 店ブース、喫茶コー ナー、ロビー等にお いて物販、飲食提 供、展示等を行なう 場合）		有料自主 事業	常 設 ・県から公園施設（設置）管理許可を得る。 ・使用料を県に納入する。
				臨 時 ・行為の許可を要する行為に該当するた め、他団体同様に指定管理者として利 用団体（指定管理者団体）へ他許可手 続きを行う。 ・利用料金相当額は、県への納入金の算 定に加える。
有 料 公 園 施 設 以 外 に お け る 自 主 事 業	有料 自主 事業	常設	無料自主 事業	常 設 ・県から公園施設（設置）管理許可を得る。 ・使用料は県の判断により、公園運営に 必要な事案は減免可能。
		臨時		臨 時 ・行為の許可を要する行為に該当するた め、他団体同様に指定管理者として利 用団体（指定管理者団体）へ他許可手 続きを行う。 ・利用料金相当額は、県への納入金の算 定に加える。 ・利用料金は指定管理者の判断とするが、 減免可能。
	無料 自主 事業	常設		常 設 ・県から公園施設（設置）管理許可を得る。 ・使用料は減免可能とする。
		臨時		臨 時 ・行為の許可を要する行為に該当するた め、他団体同様に指定管理者として利 用団体（指定管理者団体）へ他 許可手続きを行う。 ・利用料金相当額は、県への納入金の算定に加える。 ・利用料金は指定管理者の判断で、減免可能。

- (注) 1 表中において「県への納入金」とは、「4 県への納入金」に規定する県への納入金をいいます。
2 施設(建物や敷地)を有料にするなど、単に場所や施設を貸すだけの有料自主事業を行うことはできません。ただし、地域との連携（近隣施設のイベント時に駐車場を貸すなどの場合）等のために行なうもので、県との協議が整ったものは、実施ができます。
3 有料公園施設への売店出店については、指定管理者の自主事業より興行主の出店が優先されます。
4 自主事業の内容は、事業実施計画で提案を求めますが、年度ごとに随時見直し出来るものとします。

ウ 自主事業の範囲

自主事業の実施にかかる経費(人件費、光熱水費、広告費等)は、指定管理料による支出の対象外となります。

当該施設の効果的利用や県民の福祉サービス等の促進に寄与する目的で実施する自主事業は積極的に取り組んでください。

なお、自主事業の収益を指定管理事業に活用することができます。

⑯ 指定管理者による公園施設の設置

指定管理者が草薙総合運動場の利便性を増すために、園内に公園施設を設置する場合は、県から都市公園法に基づく公園施設設置・管理許可を得る必要があります。この場合、静岡県都市公園条例に定める使用料を県に支払ってください。

設置する公園施設は、原則として指定期間終了後に撤去可能なものとしてください。設置及び撤去にかかる費用は、指定管理者に負担を求めます。

大規模な恒久施設については、許可をしない方針です。

事業計画書において提案されたもののうち、県が適当と認めるものは、指定期間開始時に一括して許可します。

この施設において、料金を徴収したり、売上金を得る場合は、自主事業となります。施設を設置する場合には、次の点に留意してください。

ア 体育施設・遊具の設置

- ・新たな体育施設や遊具を設置しようとする場合は、事業計画書において、その施設が草薙総合運動場の設置目的の達成のために適した種類、構造であること、安全性が十分に確保された施設であることを説明してください。

イ 飲食施設、物販施設、宿泊施設の設置

- ・飲食施設、物販施設、宿泊施設を設置する場合は、草薙総合運動場の利用者を対象とした規模、施設内容としてください。草薙総合運動場を利用しない飲食、購買又は宿泊のみが目的の客を誘致する施設の設置はできません。
- ・自動販売機の設置には、許可が必要です。
- ・アルコール飲料類の販売は可としますが、アルコール飲料類の販売を中心とする施設の設置はできません。

⑰ 災害時及び防災訓練時における県及び静岡市による公園施設の使用

県内部の取り決め及び県と静岡市の取り決めにより、県及び静岡市は、災害時に、公園施設の一部を防災拠点ヘリポート、広域物資拠点等及び避難地として使用できることとなっています。この場合、県に災害警戒本部又は災害対策本部が設置された時点で、これらの使用が優先されるものとします。

災害時及び防災訓練時における公園施設の使用は、その期間が合理的なものであるかぎり、公園施設の使用が制限されることに伴う補償はありません。また、防災訓練

については、無料公園施設での行為に係る許可の利用料金も減免対象となります。

施設名	利用用途	根拠
球 技 場	防災拠点ヘリポート	災害時等における県営都市公園の使用に関する覚書（令和2年3月12日、静岡県交通基盤部長・静岡県危機管理部長）
陸上競技場 体育館 屋内運動場 南駐車場	広域物資拠点	
ユリノキ広場 硬式野球場 軟式野球場 補助競技場 北駐車場 他	避難地	避難地の使用に関する覚書（平成13年3月30日、静岡県知事・静岡市長）

⑱ 大規模大会への対応について

草薙総合運動場は、日本スポーツマスターズ(令和9年)、国民スポーツ大会(令和10年)の会場として内定しています。これらの大規模大会の開催に伴い、施設改修や競技会場としての施設運営及び警備対策や輸送対策等に関しての諸業務が発生する可能性があるため、主催者および県に協力してください。

6 業務の基準

(1) 管理運営方針

草薙総合運動場の管理運営は、静岡県営都市公園基本構想（令和6年4月改訂）（以下、「基本構想」という。）及び静岡県営都市公園経営基本計画第5期（令和6年4月）（以下、「基本計画」という。）に定める草薙総合運動場の基本計画に基づき行っていただきます。

また、全ての県営都市公園に共通した機能として、「多様化する利用者ニーズを踏まえたサービスの提供」と「安全・安心・快適な施設の提供」にデジタル技術の活用やカーボンニュートラルなど持続可能な取組を、重要な視点として取り組んでいただきます。（基本計画2頁 戦略展開の方向性と戦術）

(2) 基本計画に定める経営努力目標の扱い

基本計画に定める経営努力目標の扱いは、次のとおりです。

① 年間利用者数

- ・事業計画書の内容は、令和10年度にこの目標数値（92.4万人・うち有料公園施設利用者79.8万人）以上の利用者数を達成することを前提としたものとしてください。その他の年度については、合理的な目標設定に基づいたものとしてください。
- ・目標数値の達成度は、7(5)の事業評価の評価項目のひとつとなります。

② アンケート調査結果による利用者満足度

- ・指定管理者は、この目標数値(4.5)以上の利用者満足度があるように努めなければなりません。
- ・外部評価アンケート調査は、毎年度実施してください。この結果は、7(5)の事業

評価の評価項目のひとつとなります。

- ・外部評価アンケート以外にも、来園者の利用動向や意向・意見等を把握し、今後の公園の管理運営に資するために、独自のアンケート調査を実施してください。

(3) 管理運営業務の基準

① 業務内容及び管理運営基準

業務内容及び管理運営基準については、「静岡県草薙総合運動場における管理運営業務の基準」によります。

なお、適正な管理運営を行うにあたり、指定管理者として指定管理業務・自主事業の取組みにかかる「(指定管理者名) 経理規程」「(指定管理者名) 防災規程」「(指定管理者名) 事務分掌規程」「(指定管理者名) 勤務体制・安全対策等規程」「(指定管理者名) 文書等情報管理規程」など指定管理者の業務規程を整備してください。

また、整備した規程等は県が求めた場合には、県への提出をお願いします。

② ボランティアとの連携

管理運営業務を行うにあたっては、必ずボランティア（交通費や少額の謝金の支払いを伴う場合を含む。）との連携を図ることとしてください。ボランティアが活動する業務の範囲やボランティアの人数は問いません。事業計画書において連携計画を示してください。

③ 管理に係る図面台帳等

公園管理は、平成3年度に改正整備した公園台帳をもとに行ってください。公園台帳に添付されている図面は以下のとおりです。施設構造図は、各施設建設時の実施設計図等を基に作成されたものです。

- ・占用平面図（縮尺 1/500 各 5 枚組）
- ・施設平面図（縮尺 1/500 各 5 枚組）
- ・植栽平面図（縮尺 1/500 各 5 枚組）
- ・給水平面図（縮尺 1/500 各 5 枚組）
- ・排水平面図（縮尺 1/500 各 5 枚組）
- ・土地所有区分図（縮尺 1/500 各 5 枚組）
- ・施設構造図・詳細図（庭球場、水泳場、体育館、球技場、野球場、陸上競技場）

これらの台帳には屋内運動場、公園区域の変更、硬式野球場及び体育館の再整備は反映されていません。

(4) 事業報告等の基準

① 年度計画書の提出

下記の事項を記載した翌年度の年度計画書を、前年度の2月末までに県へ提出して

ください。ただし、令和8年度分については、協定締結後、すみやかに提出するもの
とします。

- ア 収支計画
- イ 施設維持管理計画
- ウ 事業運営計画
- エ 施設運営計画
- オ その他知事が必要と認める事項

② 月次報告書の提出

毎月10日までに、下記の事項を記載した前月分の月次報告書を県へ提出してください。

- ア 施設維持管理状況
- イ 施設利用状況
- ウ 利用料金収入
- エ 事業運営状況
- オ 施設運営状況
- カ その他知事が必要と認める事項

③ 事業報告書の提出

毎年度終了後30日以内に下記の事項を記載した事業報告書を県へ提出してください。
また、毎年10月20日までに中間事業報告書を県へ提出してください。

- ア 収支状況
- イ 施設維持管理状況
- ウ 施設利用状況
- エ 事業運営状況
- オ 施設運営状況
- カ その他知事が必要と認める事項

④ その他報告書の提出

その他必要に応じて、県から管理運営状況についての報告書の提出を求めることが
あります。

⑤ 報告書の内容の調査

上記①から④までにより県へ提出された報告書の内容については、必要に応じて県
が実地に調査し、又は必要書類の提出を求めて調査することがあります。

7 事業の適正な実施に関する事項

(1) 業務の委託

個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えありませんが、

管理運営に係る業務を一括して第三者へ委託することはできません。

(2) 法令等の遵守

管理運営業務を行うに当たっては、次に例示する法令等その他草薙総合運動場の管理運営を行う上で必要な法令等を遵守してください。

- ・都市公園法
- ・地方自治法
- ・労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・静岡県都市公園条例、静岡県都市公園条例施行規則
- ・個人情報保護法及び同法施行令
- ・消防法、水道法その他施設、設備の維持管理、保守点検に関する法令

(3) 人員の確保と労働安全

- ① 指定管理者は、業務を遂行するために必要な人員を、直接雇用又は第三者からの派遣または出向等の方法（ただし、関係法令に反しない方法に限る。）により確保してください。なお、人員の確保にあたっては、労働関係法令を遵守し、適切な雇用・労働条件等の確保に配慮するよう十分留意してください。
- ② 指定管理者は不適切な労働環境が生じることを防止し、施設で提供する県民サービスの質の向上や利用者の安全確保のため、下記「静岡県における指定管理者制度導入施設の労働関係法令の遵守点検」に基づき、点検等を実施し、県へ報告する必要があります。

「静岡県における指定管理者制度導入施設の労働関係法令の遵守点検」

項目	内容	
対象施設	①指定管理者自己点検：指定期間の開始2年目の施設 ②県現地調査：指定期間の開始3年目の施設	
実施方法	厚生労働省が所管する事業者のための労務管理・安全衛生管理診断WEBサイト「スタートアップ労働条件」を利用する 【URL】 https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp	
点検の流れ	対応	時期
	①各指定管理者がWEB診断を実施	2年目の10月
	②各指定管理者から県公園緑地課（施設所管課）に点検結果を報告	2年目の11月
	③県公園緑地課が指定管理者の点検結果を確認	2年目の12月
	④指定管理者から県公園緑地課に改善状況を報告	2年目の12月
	⑤県公園緑地課が事務点検実施の際、改善状況を現地確認	3年目の6～7月
	⑥県公園緑地課から県行政経営課に点検結果・改善状況を報告	3年目の8月頃

(4) 有料公園施設の使用調整

有料公園施設の優先使用及び一般使用の調整は、資料編19（県営都市公園有料公園

施設使用基準）に従って適正に行ってください。

(5) 事業評価

県は、事業報告書等に基づき事業評価を行い公表します。

なお、「6 業務の基準」を満たしていないと判断した場合は、指定管理者に対して業務改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、県は指定期間中でもその指定を取り消すことができます。

(6) 利用者の苦情・意見への対応

6 (2)②のアンケート調査のほか、常に利用者の苦情や意見を受け付ける制度及び体制を確保してください。また、これらの苦情や意見については、可能な限り指定管理業務の改善に繋げてください。

(7) 静岡県都市公園懇話会の提言の尊重

静岡県都市公園懇話会（県営都市公園の運営に関する基本方針その他重要事項について学識経験者等から構成される委員が審議する静岡県交通基盤部長の諮問機関）の行う提言については、できる限り尊重してください。

8 ネーミングライツの導入について

ネーミングライツを導入した場合、県とネーミングライツパートナーとの契約に基づき、看板やホームページ、チラシ等に愛称を表示するため、指定管理者も愛称を使用してください。また、公園利用者等への愛称の普及に努めてください。

9 留意事項

(1) 事業報告書等の公表

指定管理者から提出される年度計画書、月次報告書、事業報告書等については、必要に応じて県のホームページなどを通じて、公表することがあります。

また、静岡県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、同条例の規定に従って、内容の全部または一部を開示します。

(2) 随時状況の監視について

県は必要に応じて、指定管理者の事務処理、現金の管理体制、施設の点検体制及び苦情対応等のサービス提供体制等について随時監視を実施します。当該監視に基づき県から指摘された事項については、合理的な範囲で改善措置を実施してください。

また、指定管理業務の実績等について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、静岡県監査委員から指定管理者に対し財政的援助団体等監査の実施通知があった場合は、当該監査を受検してください。

10 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者が草薙総合運動場の管理運営を継続できないと判断した場合は、その指定を取り消すことができます。この場合、指定管理者は、協定書で定める違約金を県に支払うほか、県に生じた損害を賠償するものとしします。

(2) 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等による場合は、事業の継続について県と指定管理者の間に協議を行い、その結果事業の継続が困難と判断した場合は、県はその指定を取り消すことができます。

11 業務の引継ぎについて

(1) 協定締結前の現指定管理者からの引継ぎ

選定委員会により指定管理者候補として選定された団体は、選定時から令和8年4月1日の管理開始までの間、速やかに現指定管理者との業務の引継ぎ作業に移ることが出来るよう、必要な人員や適切な体制の整備をしてください。特に、災害時や事故発生時の対応等を含む安全管理体制については、十分留意しながら現指定管理者と引継ぎを実施してください。

① 施設の利用承認の引継ぎに関する事項

指定期間開始前に現指定管理者が行った施設の利用承認については、現指定管理者から引き継いでください。

② 施設の利用受付の引継ぎに関する事項

指定期間開始前に現指定管理者が受付けた施設の利用申請については、現指定管理者から引き継いでください。

③ 指定期間開始前に現指定管理者が発行した有料公園施設の利用回数券

指定期間開始前に現指定管理者が発行した有料公園施設の利用回数券は、指定期間開始後も有効とします。この場合において、利用回数券による利用に係る料金相当分の費用を、別途県に対して請求することはできません。

(2) 指定期間終了等に伴う業務の引継ぎ

指定期間が終了したとき又は指定が取り消されたときは、公園施設を指定期間開始時の状態に復して次期指定管理者又は県に引き継いでください。業務を引き継ぐ際は、それぞれの責任者同士の直接面談等により円滑かつ確実に引継ぎを行うとともに、必要なデータ等についても提供してください。特に、災害時や事故発生時の対応等を含む安全管理体制については、十分留意しながら次期指定管理者と引継ぎを実施してください。

(注)

1 本募集要項において使用されている用語は、次のとおりの意味です。

- (1) 「公園施設」とは、都市公園法第2条第2項に定義された公園施設を指します。
- (2) 「有料公園施設」とは、静岡県都市公園条例第6条の3第1項に定めるものを指します。
- (3) 「行為の許可」とは、静岡県都市公園条例第3条第1項及び同条第3項に定める許可を指します。
- (4) 「有料公園施設利用料金」とは、それぞれ、静岡県都市公園条例第11条第2項の定めるところに従い、都市公園条例別表第4「2 有料公園施設」に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めた利用料金を指します。
- (5) 「行為の許可に係る利用料金」とは、都市公園条例第11条第2項の定めるところに従い、都市公園条例別表第5に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めた利用料金を指します。
- (6) 「利用料金」とは、有料公園施設利用料金及び行為の許可に係る利用料金を指します。
- (7) 「使用料」とは、都市公園条例別表第2に定める使用料を指します。
- (8) 「公園施設（設置）管理許可」とは、都市公園法第5条第1項に規定する公園施設の（設置）管理許可を指します。

別紙 1

有料公園施設内における広告物取扱要綱

(目的)

第1 この要綱は、静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号。以下「条例」という。）第3条第1項第5号の規定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 条例第3条第1項第5号に規定する広告物（以下「広告物」という。）とは、次の要件のすべてを満たしているものとする。

- (1) 有料公園施設を利用して開催される競技会などの行事の際に、当該施設内において一時的に掲出又は表示されるもの
- (2) 不特定の入場者に対して、掲出又は表示されるもの
- (3) 専ら企業の名称、商品その他これらに類するものを広告宣伝する目的で、掲出又は表示されるもの
- (4) 看板、横断幕、広告塔その他これらに類するものに掲出又は表示されるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、本要綱の広告物ではないものとする。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第5条の許可を受けた公園施設の設置者若しくは管理者の名称、商標等又は当該施設における自己の営業の内容を表示したもの
- (2) 法第6条の許可を受けた者が、管理上の必要に基づき、自己の名称等を表示したもの
- (3) 寄贈物件に表示される寄贈者名等
- (4) 行事用の備品・器具等に表示される企業名等
- (5) 有料公園施設の利用承認を受けた者が、当該施設内で行事案内のために表示する周知広告物（第4条に定める基準に適合するものに限る。）
- (6) 報道のために表示する報道機関名等

(許可の基準等)

第3 広告物の掲出又は表示の許可（以下「広告許可」という。）の要件は、次のとおりとする。

- (1) 広告物等に関する法令の規定に違反していないこと。
- (2) 公衆に対する危害を及ぼすものではないこと。
- (3) 公園の施設管理上支障がないこと。
- (4) 広告物の構造により、施設本来の機能を損なわないこと。
- (5) 大会、催事等の運営に支障がないこと。
- (6) 公園施設の設置の趣旨に反しないものであること。

2 広告許可を受けることができる者は、有料公園施設の利用承認を受けて当該施設を利用する者に限るものとする。

3 広告物を掲出又は表示できる期間は、有料公園施設の利用承認を受けた期間以内とする。

(周知広告物の基準)

第4 第2の2(5)に規定する周知広告物の基準は、次のとおりとする。

区 分	内 容
表示目的	行事名、大会等の標語、開催期間、開催場所、主催者名、共催者名、後援者名、協賛者名、出場選手名、出場チーム名のいずれかの表示を目的とすること。
表示方法	主催者名、共催者名、後援者名、協賛者名を表示するときは、行事名と併記して表示され、文字の大きさは行事名と同じか、又はより小さいものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは周知広告物とみなす。

大会旗、国旗（万国旗）、県旗、市町村旗、校旗、主催者又は競技会参加者の団体旗又は社旗、ゼッケン、ユニフォーム、テント、案内表示板など

(使用料)

第5 条例別表第3に規定する使用料の算定基準は、次のとおりとする。

区分	算定基準
大型映像装置による広告	原則として広告が表示されている表示時間の合計
その他の広告物	原則として広告が掲出又は表示されている広告物表示面の表面積全体の合計

(その他)

第6 その他この要綱に定めのない事項については、その都度決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

別紙２ 県及び指定管理者の業務区分表

業 務 区 分		業 務 内 容	管 理 区 分		摘 要
			静岡県	指定管理者	
施設管理	樹木・植物管理	芝生、樹木、花壇等維持管理育成		○	
	施設管理	建築物、工作物の点検・維持管理・警備等		○	
		不動橋の橋梁点検		○	1回／5年（対象年次：R8）
	設備管理	設備の保守点検・巡視等		○	
		消火用ホースの耐圧性能試験・交換		○	
		プールろ過機ろ材取替（屋内水泳場）		○	1回／3年（対象年次：R9、R12）
		（児童プール）		○	1回／6年（対象年次：R9）
	施設補修	小規模補修		○	1箇所1工種30万円未満の補修
		塗装工		○	指定管理期間内に1回以上、屋外の柵、ベンチ、トイレ、遊具等の木製工作物・建築物への保護塗装、テニスコートコンクリート壁の塗装 施工範囲については別途県と協議
		大規模補修	○	△	1箇所1工種30万円以上の補修（県と協議が整ったもの）
	施設整備	建築物、工作物の新築、増改築、移転等		○	事業計画書で提案したものの中で、県が認めたもの
	備品管理	現在ある備品の指定管理者への貸付け	○		

		貸付備品の管理、点検、修理		○	
		現在ある備品の更新及び1件30万円以上の修繕（パソコン、パソコン周辺備品、AED及び消火器を除く）	○		県との協議が整ったもの パソコン、パソコン周辺備品、AED 及び消火器の更新は指定管理者
		備品の新規購入		○	指定管理料で購入した備品の所有権は 県に帰属 自主事業収入で購入した自主事業に係 る備品の所有権は、指定管理者に帰属
		貸付消火器の耐圧性能試験、交換		○	交換した消火器の所有権は県に帰属
	安全対策	防火対策、地震等災害対策、巡回、戸締り等		○	
	公園施設設置・管理許可	都市公園法第5条第1項による公園施設設置・管理許可	許可	許可申請 受付	申請があったときは、指定管理者は県 へ進達する。 県は、許可をするにあたって、指定管 理者と協議を行う。
	使用料の収受	公園施設設置・管理許可に係る使用料の収受	収受	代行徴収	
	占用許可	都市公園法第6条第1項又は第3項による 占用許可	許可	許可申請 受付	
	使用料の収受	占用許可に係る使用料の収受	収受	代行徴収	
施設運営	行為の許可	静岡県都市公園条例第8条の7第2項の規 定により行う同条例第3条第1項又は第3 項の許可		○	
	利用承認	有料公園施設の利用承認（静岡県都市公園条 例第8条の7第2項の規定により行う同条 例第6条の3第3項の承認）		○	

	利用受付	有料公園施設以外の施設の利用受付		○	
	施設運営	有料公園施設の運営		○	
	利用案内	施設の利用案内、利用指導		○	
	利用料金収受	行為の許可及び有料公園施設に係る利用料金の収受		○	利用料金の10%を県に納付
	備品貸出	備品の貸出		○	
	データ収集等	利用者数等データ収集、アンケート調査等		○	
事業運営	施設利用調整	優先使用に係る調整		○	
	利用促進	草薙総合運動場の特性を活かし指定管理者の持つノウハウを活用し、新しい工夫を取り入れた多彩なイベント等の実施や利用者ニーズに合ったサービスの提供による利用促進		○	
	広報・営業	利用促進のための各種広報・営業活動		○	
県有財産管理	土地の管理	境界の維持保全等	○		
	台帳の調整、管理	公園台帳、財産台帳の調整、管理	○		
	財産取得、処分	所有権取得行為、処分行為	○		
	その他財産管理行為	財産の維持、保全	○		
指定管理者の財産		財産の維持、保全		○	

(様式第1号)

申込期限：9月3日(水)午後5時まで

静岡県草薙総合運動場指定管理者募集に係る現地説明会参加申込書

法人（団体）名		
参加者氏名 （2人以内）		
連絡先	担当者氏名	
	担当者所属	
	電話番号	
	ファックス番号	
	電子メールアドレス	

※募集に関する質問に対する回答（募集要項5(1)②）は、上記ファックス番号又は電子メールアドレスに送付するので、必ず記入してください。

(様式第2号)

受付期間：現地説明会開催日～9月16日(火)
午後5時まで

静岡県草薙総合運動場指定管理者募集に関する質問書

資	料	名		頁	
項		目			
質	問	内	容		
質 問 者	法人（団体）名				
	担 当 者 所 属				
	担 当 者 氏 名				
	電 話 番 号				
	ファックス番号				
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス				

※質問は、簡潔かつ具体的に記入してください。

※質問事項は、この用紙1枚につき1件とします。

(様式第 3 号)

指定管理者指定申請書

年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

印

(代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

静岡県草薙総合運動場の管理に関する業務を行いたいのので、静岡県都市公園条例第 8 条の 8 第 1 項の規定により申請します。

添付書類

- (1) 事業計画書 (様式第 4 号)
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の移し (代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し)
- (4) 印鑑証明書
- (5) 団体の組織、沿革、その他事業の概要を記載した書類
- (6) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの (直近 3 年分)
- (7) 納税証明書 (①ウに掲げる税目に係るもの。法人(都)道府県民税及び法人事業税については、主たる事務所のある都道府県及び静岡県(静岡県内に事業所等のある場合)のもの。直近 3 年分。)
- (8) 役員名簿及び履歴書
- (9) 公園施設又はこれに類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類(実績がある場合)
- (10) グループの構成員を記載した書類 (グループ申請の場合)
- (11) グループ協定書の写し (グループ申請の場合。様式第 5 号)
- (12) 委任状 (グループ申請の場合。様式第 6 号)

(様式第 4 号)

静岡県草薙総合運動場

事業計画書

申請年月日 令和 年 月 日

申請者	名 称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所の 所 在 地	
担当者	氏 名	
	所 属	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	ファックス番号	
	電 子 メ ー ル ア ド レ ス	

I 団体の能力

1 団体の経営状況等

指定期間にわたり、管理運営業務を安定的に継続して実施することができることを説明してください。理由や根拠は具体的に示してください。

また、企業（団体）の安定性、長期的な経営方針について説明してください。

2 施設の管理に関する基本的考え方

(1) 本公園の特性と課題についてどのように認識しているか、具体的に記してください。

(2) 本公園の管理運営業務を行うに当たっての基本方針を記してください。

(3) 本公園の指定管理者に申請した理由や意欲について記してください。申請者の企業（団体）使命、現在の業務内容、過去の実績、本公園の存する地域での活動実績との関連についても触れてください。

Ⅱ 経営に関する計画等

収支計画、利用人数の計画、管理経費の節減等

(1) 収支計画

①収支計画(自主事業を除く)

(単位：千円)

項目		令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
	有料公園施設利用料金(A)					
	行為の許可にかかる利用料金(B)					
	県が支払う指定管理料					
	その他の収入					
収入 計(C)						
支出	人件費	常勤給与・賞与・手当				
		非常勤給与・賞与・手当				
		法定福利費				
		アルバイト賃金				
	企画運営費	広告営業費				
		事業費(イベント運営費)				
		その他経費				
	総務・維持管理費	事務費(消耗品・印刷製本費、通信運搬費、職員旅費等)				
		光熱水費				
		保険料				
		外注費(再委託費)				
		修繕費				
		その他経費				
	県への納入金(A+B)×10%					
	公課費					
支出 計(D)						
収支差(C)－(D)						

(注)

ア 「県が支払う指定管理料」とは、募集要項「3 県が支払う指定管理料」の「事業計画書において提示のあった金額」をいう。指定管理料は、ここで提示される金額に基づき、年度ごとに支払う。

イ 「事業費」とは、イベント、プログラムその他の利用促進事業に要する経費をいう。(自主事業に経理されるものを除く)

ウ 令和7年9月1日現在の税率による消費税及び地方税相当額を含んだ金額を記入すること。

② 自主事業に係る収支計画

(単位：千円)

年 度	項目	収入(A)	支出				収支差 (A) - (B)
			人件費	光熱水費	原価 その他	支出計 (B)	
8							
	計						
9							
10							
11							
12							

(注)

ア 提案しようとする自主事業の収支計画を、項目ごとに記載してください。(様式の欄を適宜増やして記載してください)

イ 自主事業の「収入」とは、募集要項5 (4) ⑮の自主事業により徴収する料金又は売上げ等をいう。

(2) 年間利用者計画

(単位：人)

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	計
有料公園施設						
有料公園施設以外						
計						

(3) 効率的な管理運営

限られた経費でより良い施設管理やサービスを行うための取り組みなど、効率的な管理運営を行うための工夫があれば、具体的に記してください。

(4) 利用料金

・有料公園施設利用料金及び行為の許可に係る利用料金を記してください。

※有料公園施設利用料金は別表に記入してください。

・都市公園条例に定める内容より利用者の負担が増えなければ、備考の内容を変えることもできることとします。

・時間区分を細分化する場合は、それに合わせて利用料金表を作成してください。

・都市公園条例に定める内容と同じ部分が多い場合には、同じ部分については空欄にして変更部分のみ記入し、その旨の注釈を付けても結構です。

行為の許可に係る利用料金

種 別	利用料金	備 考
業として行う写真撮影	1台1月につき 円	1 1月に満たない端数がある場合は、1月とみなす。
競技会、展示会、博覧会、興行その他これらに類する催し	有料公園施設(附帯設備及び器具を除く。)	2 1平方メートルに満たない端数がある場合は、1平方メートルとみなす。
	その他の施設 1平方メートル1日につき 円	
有料公園施設内における広告物の掲出又は表示	大型映像装置による広告(野球場)	円
	その他の広告 1平方メートル1日につき 円	

参考：利用料金上限（都市公園条例別表第5）

種 別	利用料金	備 考
業として行う写真撮影	1台1月につき 2,400 円	1 1月に満たない端数がある場合は、1月とみなす。
競技会、展示会、博覧会、興行その他これらに類する催し	有料公園施設(附帯設備及び器具を除く。)	2 1平方メートルに満たない端数がある場合は、1平方メートルとみなす。
	その他の施設 1平方メートル1日につき 40 円	
有料公園施設内における広告物の掲出又は表示	大型映像装置による広告(野球場)	円
	その他の広告 1平方メートル1日につき 1,500 円	

様式第4号 別表1 (有料公園施設及び附帯設備・器具等) ※ () 内の金額は都市公園条例に定める額

ア 野 球 場

利 用 区 分				利 用 料 金								備 考
				午 前	午 後	昼 間	夜 間	午後・夜間	全 日	時 間 外		
				8 時30分 から12時 30分まで	13時から 17時まで	8 時30分 から17時 まで	18時から 21時まで	13時から 21時まで	8 時30分 から21時 まで	18時まで は 1 時間 につき	18時以降 は 1 時間 につき	
入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	全 部 使 用	アマ チュ ア野 球に 使用 する 場合	一 般	(40,840円)	(40,840円)	(68,070円)	(47,640円)	(88,480円)	(115,710円)	(10,210円)	(15,880円)	1 全部使用とは、 会議室、報道用放 送室及び照明設備 を除いた野球場並 びに附帯設備及び 器具の使用をいう。 2 一部使用とは、 グラウンド、ダッ グアウト及び更衣 室の使用をいう。 3 入場料を徴収し てアマチュア野球 以外に使用する場 合の利用料金の額 は、当該使用に係 る入場料の徴収総 額に100 分の 5 を 乗じて得た額が利 用料金の欄に掲げ る額を超えると きは、当該徴収総額 に100分の 5 を乗 じて得た額とする。
			生徒・児童	(30,630円)	(30,630円)	(51,050円)	(35,730円)	(66,360円)	(86,780円)	(7,650円)	(11,910円)	
		アマチュア野球以外 に使用する場合		(326,730 円)	(326,730 円)	(544,560 円)	(381,190 円)	(707,920 円)	(925,750 円)	(81,680 円)	(127,060 円)	
入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	全 部 使 用	アマ チュ ア野 球に 使用 する 場合	一 般	(16,330 円)	(16,330 円)	(27,230 円)	(19,060 円)	(35,390 円)	(46,290 円)	(4,080 円)	(6,350 円)	
			生徒・児童	(12,250 円)	(12,250 円)	(20,420 円)	(14,290 円)	(26,540 円)	(34,710 円)	(3,060 円)	(4,760 円)	
		アマチュア野球以外 に使用する場合		(32,670 円)	(32,670 円)	(54,460 円)	(38,120 円)	(70,790 円)	(92,580 円)	(8,160 円)	(12,700 円)	
	一 部 使 用	アマ チュ ア野 球に 使用 する 場合	一 般	(10,890 円)	(10,890 円)	(18,150 円)	(12,700 円)	(23,590 円)	(30,850 円)	(2,720 円)	(4,230 円)	
			生徒・児童	(8,160 円)	(8,160 円)	(13,610 円)	(9,520 円)	(17,680 円)	(23,130 円)	(2,040 円)	(3,170 円)	

イ 軟式野球場

利 用 区 分		利 用 料 金				備 考
		6時から17時まで は1単位につき	1 8 時 か ら 2 1 時 ま で	時 間 外		
				1 8 時までは 1 時間につき	1 8 時以降は 1 時間につき	
アマチュア野球 に使用する場合	一 般	(2,570 円)	(3,850 円)	(860 円)	(1,280 円)	6時から8時まで、8時から11時まで、11時から14時まで、14時から17時までをそれぞれ1単位とする。
	生徒・児童	(1,920 円)	(2,880 円)	(660 円)	(960 円)	
ア マ チ ュ ア 野 球 以 外 に 使 用 す る 場 合		(10,280 円)	(15,400 円)	(3,440 円)	(5,120 円)	

ウ 陸上競技場

利 用 区 分				利 用 料 金								備 考
				午 前	午 後	昼 間	夜 間	午後・夜間	全 日	時 間	外	
				8 時30分 から12時 30分まで	13時から 17時まで	8 時30分 から17時 まで	18時から 21時まで	13時から 21時まで	8 時30分 から21時 まで	18時までは 1 時間に つき	18時以降は 1 時間に つき	
入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	専 用 で 使 用 す る 場 合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	一 般	(42, 400 円)	(42, 400 円)	(84, 800 円)	(59, 360 円)	(101, 760 円)	(144, 160 円)	(10, 600 円)	(19, 780 円)	1 競技会に使用する 場合は、補助競技場、 放送設備及び競技用 器具の使用を含む。 2 入場料を徴収して アマチュアスポーツ 以外に使用する場 合の利用料金の額は、 当該使用に係る入場 料の徴収総額に100分 の5を乗じて得た額 が利用料金の欄に掲 げる額を超えると きは、当該徴収総額に 100分の5を乗じて得 た額とする。
			生 徒・ 児 童・ 幼 児	(33, 920 円)	(33, 920 円)	(67, 840 円)	(47, 480 円)	(81, 400 円)	(115, 320 円)	(8, 480 円)	(15, 820 円)	
		アマチュアスポーツ 以外に使用する場合		(339, 200 円)	(339, 200 円)	(678, 400 円)	(474, 880 円)	(814, 080 円)	(1, 153, 280 円)	(84, 800 円)	(158, 290 円)	
入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	専 用 で 使 用 す る 場 合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	一 般	(16, 960 円)	(16, 960 円)	(33, 920 円)	(23, 740 円)	(40, 700 円)	(57, 660 円)	(4, 240 円)	(7, 910 円)	
			生 徒・ 児 童・ 幼 児	(13, 560 円)	(13, 560 円)	(27, 130 円)	(18, 990 円)	(32, 550 円)	(46, 120 円)	(3, 390 円)	(6, 330 円)	
		アマチュアスポーツ 以外に使用する場合		(33, 920 円)	(33, 920 円)	(67, 840 円)	(47, 480 円)	(81, 400 円)	(115, 320 円)	(8, 480 円)	(15, 820 円)	
	専 用 で 使 用 し な い 場 合	一 般		(1 人 1 回につき 160円 回数券 20回券 2, 560円)								
		生徒・児童・幼児		(1 人 1 回につき 80円 回数券 20回券 1, 280円)								

エ 補助競技場

利 用 区 分		利 用 料 金			
		午 前	午 後	昼 間	時 間 外
		8時30分 から12時 30分まで	13時から 17時まで	8時30分 から17時 まで	1 時間に つ き
専用に 使用する 場合	一 般	(5,620 円)	(5,620 円)	(11,240 円)	(1,400 円)
	生徒・児童・幼児	(4,490 円)	(4,490 円)	(8,990 円)	(1,120 円)
専用に 使用し ない場 合	一 般	(1人1回につき 90円 回数券 20回券 1,440円)			
	生徒・児童・幼児	(1人1回につき 40円 回数券 20回券 660円)			

オ 球 技 場

利 用 区 分			利 用 料 金							備 考
			午 前	午 後	昼 間	夜 間	午後・夜間	全 日	時 間 外	
			8時30分 から12時 30分まで	13時から 17時まで	8時30分 から17時 まで	18時から 21時まで	13時から 21時まで	8時30分 から21時 まで	1時間に つき	
入場料を徴収する場合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	一 般	(29,770 円)	(29,770 円)	(49,620 円)	(34,730 円)	(64,500 円)	(84,350 円)	(5,950 円)	競技会に使用する場 合は、放送設備及び 競技用器具の使用を 含む。
		生徒・児童・幼児	(23,810 円)	(23,810 円)	(39,690 円)	(27,780 円)	(51,590 円)	(67,470 円)	(4,760 円)	
	アマチュアスポーツ 以外に使用する場合		(297,700 円)	(297,700 円)	(496,200 円)	(347,340 円)	(645,040 円)	(843,540 円)	(59,540 円)	
入場料を徴収しない場合	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	一 般	(11,910 円)	(11,910 円)	(19,850 円)	(13,890 円)	(25,800 円)	(33,740 円)	(2,380 円)	
		生徒・児童・幼児	(8,920 円)	(8,920 円)	(14,880 円)	(10,410 円)	(19,330 円)	(25,290 円)	(1,780 円)	
	アマチュアスポーツ 以外に使用する場合		(29,770 円)	(29,770 円)	(49,620 円)	(34,730 円)	(64,500 円)	(84,350 円)	(5,950 円)	

カ 庭 球 場

利 用 区 分	利 用 料 金								備 考
	早 朝	午 前	午 後	昼 間	夜 間	午後・夜間	全 日	薄 暮	
	6時から 8時30分 まで	8時30分 から12時 30分まで	13時から 17時まで	8時30分 から17時 まで	17時から 20時まで	13時から 20時まで	8時30分 から20時 まで	17時から 日没まで	
一 般	(990 円)	(1, 890 円)	(1, 890 円)	(3, 160 円)	(1, 320 円)	(3, 210 円)	(4, 480 円)	(990 円)	1 1面についての料金とする。
生 徒 ・ 児 童	(740 円)	(1, 420 円)	(1, 420 円)	(2, 370 円)	(990 円)	(2, 410 円)	(3, 360 円)	(740 円)	2 競技会に使用する場合は、放送 設備及び競技用器具の使用を含む。

キ 体 育 館

(7) メインフロア

利 用 区 分			利 用 料 金								備 考
			午 前	午 後	昼 間	夜 間	午後・夜間	全 日	時 間 外		
			8時30分 から12時 30分まで	13時から 17時まで	8時30分 から17時 まで	18時から 21時まで	13時から 21時まで	8時30分 から21時 まで	18時まで は1時間 につき	18時以降 は1時間 につき	
入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	一 般	(58,740 円)	(58,740 円)	(97,900 円)	(68,530 円)	(127,270 円)	(166,430 円)	(14,680 円)	(22,840 円)	1 競技場の半面を使用 する場合にあつては利 用料金の半額、4 分の 1 面を使用する場合に あつては利用料金の4 分の1の額とする。 2 競技会に使用する場 合は、放送設備、大会運 営室1及び競技用器具 の使用を含む。
		生徒・児童・幼児	(29,370 円)	(29,370 円)	(48,950 円)	(34,260 円)	(63,630 円)	(83,210 円)	(7,340 円)	(11,420 円)	
	アマ チュ アス ポー ツ以 外に 使用 する 場合	入 場 料 の 額 が 1,999円)以下の場合	(58,740 円)	(58,740 円)	(97,900 円)	(68,530 円)	(127,270 円)	(166,430 円)	(14,680 円)	(22,840 円)	
		入 場 料 の 額 が 2,000円)以上 2,999円)以下の場合	(117,480 円)	(117,480 円)	(195,800 円)	(137,060 円)	(254,540 円)	(332,860 円)	(29,370 円)	(45,680 円)	
		入 場 料 の 額 が 3,000円)以上 3,999円)以下の場合	(234,900 円)	(234,900 円)	(391,600 円)	(274,120 円)	(509,020 円)	(665,720 円)	(58,720 円)	(91,370 円)	
入 場 料 の 額 が 4,000円)以上の場合		(469,920 円)	(469,920 円)	(783,200 円)	(548,240 円)	(1,018,160 円)	(1,331,440 円)	(117,480 円)	(182,740 円)		
入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	一 般	(23,490 円)	(23,490 円)	(39,160 円)	(27,410 円)	(50,900 円)	(66,570 円)	(5,870 円)	(9,130 円)	
		生徒・児童・幼児	(11,740 円)	(11,740 円)	(19,580 円)	(13,700 円)	(25,440 円)	(33,280 円)	(2,930 円)	(4,560 円)	
	アマ チュ アス ポー ツ以 外に 使用 する 場合	一 般	(58,740 円)	(58,740 円)	(97,900 円)	(68,530 円)	(127,270 円)	(166,430 円)	(14,680 円)	(22,840 円)	
		生徒・児童・幼児	(29,370 円)	(29,370 円)	(48,950 円)	(34,260 円)	(63,630 円)	(83,210 円)	(7,340 円)	(11,420 円)	

(4) サブフロア

利 用 区 分				利 用 料 金								備 考
				午 前	午 後	昼 間	夜 間	午後・夜間	全 日	時 間	間 外	
				8時30分 から12時 30分まで	13時から 17時まで	8時30分 から17時 まで	18時から 21時まで	13時から 21時まで	8時30分 から21時 まで	18時まで は1時間 につき	18時以降 は1時間 につき	
専用で使用する 場合	入場料を徴収する 場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	一 般	(6,820 円)	(6,820 円)	(11,370 円)	(7,950 円)	(14,770 円)	(19,320 円)	(1,700 円)	(2,650 円)	競技会に使用する 場合は、放送設備 及び競技用器具の 使用を含む。
			生徒・児童・幼児	(3,410 円)	(3,410 円)	(5,680 円)	(3,970 円)	(7,380 円)	(9,650 円)	(850 円)	(1,320 円)	
		アマチュ アスポー ツ以外に 使用する 場合	入場料の額が1,999 円)以下の場合	(6,820 円)	(6,820 円)	(11,370 円)	(7,950 円)	(14,770 円)	(19,320 円)	(1,700 円)	(2,650 円)	
			入場料の額が2,000 円)以上2,999円)以 下の場合	(13,650 円)	(13,650 円)	(22,750 円)	(15,920 円)	(29,570 円)	(38,670 円)	(3,410 円)	(5,300 円)	
			入場料の額が3,000 円)以上3,999円)以 下の場合	(27,300 円)	(27,300 円)	(45,500 円)	(31,850 円)	(59,150 円)	(77,350 円)	(6,820 円)	(10,610 円)	
			入場料の額が4,000 円)以上の場合	(54,600 円)	(54,600 円)	(91,000 円)	(63,700 円)	(118,300 円)	(154,700 円)	(13,650 円)	(21,230 円)	
	入場料を徴収しない 場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	一 般	(2,730 円)	(2,730 円)	(4,550 円)	(3,180 円)	(5,910 円)	(7,730 円)	(680 円)	(1,060 円)	
			生徒・児童・幼児	(1,360 円)	(1,360 円)	(2,270 円)	(1,580 円)	(2,940 円)	(3,850 円)	(340 円)	(520 円)	
		アマチュ アスポー ツ以外に 使用する 場合	一 般	(6,820 円)	(6,820 円)	(11,370 円)	(7,950 円)	(14,770 円)	(19,320 円)	(1,700 円)	(2,650 円)	
			生徒・児童・幼児	(3,410 円)	(3,410 円)	(5,680 円)	(3,970 円)	(7,380 円)	(9,650 円)	(850 円)	(1,320 円)	
専用で使用する しない 場合			一 般	1 人 1 回につき 回数券 20 回券 (1 人 1 回につき 160 円/回数券 20 回券 2,560 円)								
			生徒・児童・幼児	1 人 1 回につき 回数券 20 回券 (1 人 1 回につき 80 円/回数券 20 回券 1,280 円)								

ク トレーニング場

利 用 区 分		利用料金	
一 般	1 人 1 回につき	回数券 12回券	
	(1 人 1 回につき 190円)	(回数券 12回券	1,900円)
生 徒 ・ 児 童	1 人 1 回につき	回数券 12回券	
	(1 人 1 回につき 140円)	(回数券 12回券	1,400円)

ケ 水 泳 場

利 用 区 分			利用料金		備 考
専 用 で 使 用 す る 場 合	6 月 1 日 から 9 月 30 日まで	一 般	(1 時間につき	2,460円)	
		生徒・児童・幼児	(1 時間につき	1,840円)	
	10 月 1 日 から 5 月 31 日まで	一 般	(1 時間につき	6,150円)	
		生徒・児童・幼児	(1 時間につき	4,610円)	
専 用 で 使 用 し な い	6 月 1 日 から 9 月 30 日まで	一 般	1 回につき 回数券12回券		競技会に使用する場合は、放送設備及び競技用器具の使用を含む。
		生 徒	(1 回につき 回数券12回券	240円) 2,400円)	
		中 学 生	1 回につき 回数券12回券		
		児 童	(1 回につき 回数券12回券	160円) 1,600円)	

場 合	人	10月1 日 から5月 31日まで	一 般		1 回につき 回数券12回券
			生徒	高 校 生	(1 回につき 420円) (回数券12回券 4,200円)
				中 学 生	1 回につき 回数券12回券
			児 童		(1 回につき 290円) (回数券12回券 2,900円)
	団 体	30人以上100 人未満		(1 人につき個人の所定料金に 10分の 7 を乗じて得た額)	
		100 人以上		(1 人につき個人の所定料金に 10分の 5 を乗じて得た額)	

コ 屋内運動場

利 用 区 分		利 用 料 金	備 考
アマチュアスポーツ に使用する場合	一 般	1時間につき (1時間につき 6,210 円)	運動場の半面を 使用する場合は、 利用料金の 半額とする。
	生徒・児童・幼児	1時間につき (1時間につき 4,650 円)	
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1時間につき (1時間につき 15,520 円)	

サ 附帯設備及び器具

(ア) 野球場及び軟式野球場

区		分	単	位	利 用 料 金	備 考
照 明 設 備	野球場	アマチュア野球 に使用する場合	全灯	1時間	(19,200 円)	
			2 分の 1 灯	1 時間	(9,570 円)	
			4 分の 1 灯	1 時間	(4,760 円)	
	アマチュア野球 以外に使用する 場合	1 時間	(138,930 円)			
	軟 式 野球場	アマチュア野球 に使用する場合	1 時間	(4,440 円)		
		アマチュア野球 以外に使用する 場合	1 時間	(34,660 円)		
ス コ ア ボ ー ド			1 回	(7,000円)		

投 球 練 習 場	1 か所 1 時間	(310円)	単独で使用する 場合に適用する。
-----------	-----------	--------	---------------------

(イ) 陸上競技場

区 分		単 位	利 用 料 金
電 光 表 示 盤		1 時間	(3,100 円)
照 明 設 備	アマチュアスポーツ に使用する場合	全灯 1 時間	(67,190 円)
		2 分の 1 灯 1 時間	(33,590 円)
		3 分の 1 灯 1 時間	(22,360 円)
		補助灯 1 時間	(5,080 円)
	アマチュアスポーツ 以外に使用する場合	1 時間	(224,160円)

(ウ) 球 技 場

区 分		単 位	利 用 料 金
照 明 設 備	アマチュアスポーツ に使用する場合	全灯 1 時間	(25,730 円)
		2 分の 1 灯 1 時間	(12,840 円)
	アマチュアスポーツ 以外に使用する場合	1 時間	(85,110 円)

(エ) 庭 球 場

区 分		単 位	利 用 料 金
照 明 設 備		1 面 1 時間	(540円)

(オ) 体 育 館

区 分				単 位		利用料金	備 考
電 光 表 示 盤				1 基	1時間	(380 円)	
照 明 設 備	メイン フロア	アマチュア スポーツに 使用する場 合	全面	全灯及びセンターコート照明	1 時間	(1,810 円)	メイン フロアの競 技場の半 面を使用 する場合 にあつて は、4分 の1面の 利用料金 の2倍の 額とする 。
				全灯	1 時間	(1,710 円)	
				2 分の 1 灯	1 時間	(860 円)	
				4 分の 1 灯	1 時間	(420 円)	
			4 分の 1 面	全灯	1 時間	(420 円)	
				2 分の 1 灯	1 時間	(210 円)	
				4 分の 1 灯	1 時間	(100 円)	
		アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合	全面	全灯及びセンターコート照明	1 時間	(18,510 円)	
				全灯	1 時間	(17,380 円)	
				2 分の 1	1 時間	(8,660 円)	
				4 分の 1 灯	1 時間	(4,330 円)	
			4 分の 1 面	全灯	1 時間	(4,330 円)	
				2 分の 1 灯	1 時間	(2,140 円)	
				4 分の 1 灯	1 時間	(1,070 円)	
	サブフ ロア	アマチュアスポーツに使用する場合		全灯	1 時間	(320 円)	
				2 分の 1 灯	1 時間	(160 円)	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		全灯	1 時間	(3,260 円)	
				2 分の 1 灯	1 時間	(1,600 円)	
冷 暖 房 設 備	メインフロア				1 時間	(13,580 円)	
	サブフロア				1 時間	(2,670 円)	

(カ) 水 泳 場

区 分	単 位	利 用 料 金	備 考
照 明 設 備	1 時間	(620円)	専用で使用する 場合に適用する。

(キ) 屋内運動場

区 分	単 位	利 用 料 金
照 明 設 備	全灯 1 時間	(9,140 円)
	2 分の 1 灯 1 時間	(4,540 円)
	4 分の 1 灯 1 時間	(2,240 円)
	8 分の 1 灯 1 時間	(1,070 円)
	アマチュアスポーツ 以外に使用する場合 1 時間	(91,850 円)

(ク) そ の 他

区 分	単 位	利 用 料 金
放 送 設 備	1 回	(2,460 円)
報 道 用 放 送 設 備	1 室 1 回	(2,460 円)
そ の 他 の 設 備 及 び 器 具	知事が定める計算単位	(6,850円以内で知事が別に定める額)

別表 2

別表 1 サ(ク)の規定による知事が別に定める額

区分	名称	単位	利用料金	備考	条例上の金額
陸上競技器具	競技用器具全部	1 式			6,850円
	周回表示器	1 組			120円
	ハードル	1 台			50円
	3,000メートル障害物用具	1 組			120円
	スターティングブロック	1 台			50円
	バトン	1 本			50円
	手旗	1 組			50円
	ピストル	1 組			120円
	抽選器	1 組			120円
	高跳高度表示器	1 組			180円
	走幅跳、三段跳距離表示器	1 組			180円
	走高跳、棒高跳器具	1 式			370円
	ハンマー	1 個			120円
	円盤	1 個			120円
	砲丸	1 個			120円
	やり	1 本			120円
体育器具	バスケットボール	1 組			640円
	バレーボール	1 組			640円
	ハンドボール	1 組			640円
	テニス	1 組			640円
	体操	1 種目			310円
	バトミントン	1 組			180円
	ソフトバレーボール	1 組			180円
	インディアカ	1 組			180円
	卓球	1 組			180円
	綱引き用綱	1 本			180円
	フットサル	1 組 1 時間			150円

区分	名称	単位	利用料金	備考	条例上の金額
その他の設備及び器具	ワイヤレスマイク	1 個			460円
	ストップウォッチ	1 個			140円
	会議室(野球場 1)	1 時間			290円
	会議室(野球場 2)	1 時間			290円
	会議室(野球場 3)	1 時間			600円
	会議室(野球場 4)	1 時間			600円
	会議室(野球場 5)	1 時間			1, 150円
	体育館審判員控室	1 時間			210円
	体育館大会運営室 1	1 時間			330円
	体育館大会運営室 2	1 時間			300円
	体育館特別室	1 時間		体育館審判員控室、体育館大会運営室 1、体育館大会運営室 2 を含む。	1, 100円
	会議室(上記以外)	1 時間		本部室、役員室等を会議に使用する場合を含む。	290円
	机	1 脚			50円
	補助いす	1 脚			40円
	テント	1 張			610円
	携帯用拡声器	1 個			610円
	コインロッカー	1 区画 1 回			10円

(5) 利用料金の減免

利用料金の減免を行う計画がある場合は、次の事項を記してください（募集要項で指定管理者に減免を義務付けているものを除きます）。

- ・ 減免対象となる利用料金
- ・ 減免対象者
- ・ 減免額
- ・ その他（減免する期間等）

Ⅲ 組織体制に関する計画

1 管理運営体制

(1) 組織体制図

管理運営業務を行う組織体制（業務内容、人員配置）を樹形図等で記してください。

2 職員の配置計画

(1) 人員配置計画

管理運営業務を行う職員の配置計画を記してください。

役職	担当業務内容	配置人数	実務経験年数・能力・資格	雇用形態				職員の年齢層	一週間の勤務時間	備考
				常勤	パート	派遣	その他 (具体的に)			

(注)

ア 「役職」については、公園を管理運営するうえで必要と思われる役職（所長、総務部長、企画担当等）を記してください。

イ 「能力、資格、実務経験年数等」は、実際に配置する予定の職員を想定して記してください。

ウ 「雇用形態」は、該当する欄に○を付けてください。「その他」の場合は具体的に記してください。「常勤」とは、週 40 時間程度勤務し、貴団体が複数年にわたり雇用する職員をいいます。「パート」とは、貴団体が非常勤又は臨時として雇用する職員をいいます。「派遣」とは、人材派遣会社等から派遣される職員をいいます。

エ 「職員の年齢層」は、10 代、20 代、30 代、…等、目安で結構ですので記してください。

オ 現地勤務以外に貴団体の本社等において本公園の管理運営に関わる人員（実務担当者）がいる場合は、備考欄にその旨を明記した上で、「一週間の勤務時間」に公園管理運営業務に係る時間を記入してください

(2) 技術者やノウハウを有する者の確保

管理運営に必要な技術者やノウハウを有する者の確保の方法を記してください。

(1) 植栽・緑地の維持管理に必要な人材の確保

(2) 建物・設備等の維持管理に必要な人材の確保

(3) 施設の小修繕に対応できる技術や知識を持つ人材の確保

3 人材の育成計画

職員の研修や職務訓練など、人材のマネジメントや育成計画について記してください。

4 接客、利用指導、苦情処理

接客、利用指導、苦情処理についての取組を具体的に記してください。

Ⅳ サービス向上、利用増進に関する計画

1 イベント、広報計画、自主事業計画、

(1) 利用促進・誘致策

利用促進・誘致策について記してください。

ア 広報活動の基本的な考え方、重点ポイントを記入するとともに、具体的な広報計画を記してください。

イ 平日の利用促進策を具体的に記載してください。

ア 広報活動

イ 平日利用促進策

(2) 自主事業

自主事業の計画を記してください。

- ・内容を具体的に記してください。
- ・有料自主事業を行う場合は、徴収する料金又は販売する主な物品等の額を記してください。
- ・有料公園施設を利用する場合は、使用する施設、実施期間（定期的に行うものについては曜日、時間等）を記し、資料集 19（県営都市公園有料施設使用基準）に適合することの説明及び優先使用調整や一般利用に支障がないものであることを説明してください。
- ・新たに公園施設を設置して行う場合は、施設の設置目的、種類、構造、規模、安全性、利用対象者を記してください。

ア 有料自主事業

イ 無料自主事業

2 利用者意見の反映等

(1) 有料公園施設及び児童プールの供用日及び供用時間

有料公園施設及び児童プールの供用日及び供用時間を記してください。

(2) 利用受付

施設の利用受付、調整、決定の方法について、考え方や工夫を記してください。

(1) 有料公園の供用日及び供用時間

施設名		供用日	供用時間
野球場			
軟式野球場			
陸上競技場	専用で使用する場合		
	専用で使しない場合		
補助競技場			
球技場			
庭球場			
体育館（メインフロア）			
体育館（サブフロア）	専用で使用する場合		
	専用で使しない場合		
トレーニング場			
屋内水泳場	専用で使用する場合		
	専用で使しない場合		
屋内運動場			
児童プール			

(2) 利用受付

(3) 利用者ニーズの把握等

利用者の利便性への配慮（ユニバーサルデザインへの対応を含む）、また、利用者ニーズの把握及びその運営への反映についての取組みを具体的に記してください。

3 地域団体等との連携

- (1) 関係団体との円滑な調整や、地域住民、地元自治体等と連携した取組などがある場合は、記してください。
- (2) ボランティアと連携した取組について計画がある場合は具体的に記してください。

(1)

(2)

(3) 地域への貢献

申請者が指定管理者となることによる地域の活性化、地域への経済効果、周辺施設と連携した取り組み、社会活動など、地域への貢献がある場合は記してください。

V 施設管理に関する計画

施設等維持管理

(1-1) 有料公園施設＜建物・設備＞

項目		内容
考え方		
具体的内容	野球場	
	軟式野球場	
	陸上競技場	
	トレーニング場	
	補助競技場	
	球技場	
	庭球場	
	体育館	
	屋内水泳場	
	屋内運動場	

(注)

ア 有料公園施設及びそれに附帯する建物・設備等の維持管理について記してください。

イ 「考え方」には、有料公園施設の建物・設備等の維持管理の考え方のほか、直営か外部委託かについても記してください。

ウ 「具体的内容」の各施設の欄は、「管理運営業務の基準」に比べて特に重視する点、変更する点、工夫する点などを分かりやすく記してください。

エ 陸上競技場、球技場などの芝生の供用日数を「管理運営業務の基準」に定める日数より増やす場合は、その日数とそのための管理方法を具体的に記してください。

(1-2) 有料公園施設＜運動器具＞

項目		内容
考え方		
具体的内容	野球場	
	軟式野球場	
	陸上競技場	
	トレーニング場	
	補助競技場	
	球技場	
	庭球場	
	体育館	
	屋内水泳場	
	屋内運動場	

(注)

ア 有料公園施設及びそれに附帯する運動器具等の維持管理について記してください。

イ 「考え方」には、有料公園施設の運動器具等の維持管理の考え方のほか、直営か外部委託かについても記してください。

ウ 「具体的内容」の各施設の欄は、「管理運営業務の基準」に比べて特に重視する点、変更する点、工夫する点などを分かりやすく記してください。

(2) 無料公園施設

項目		内容
考え方		
具体的内容	児童プール	
	児童広場	
	ユリノキ広場	
	エノキ広場	
	緑地広場	
	駐車場	
	その他園地・園路	

(注)

ア 無料公園施設及びそれに附帯する設備及び樹木・植物等の維持管理について記してください。

イ 「考え方」には、無料公園施設の維持管理の考え方のほか、直営か外部委託かについても記してください。

ウ 「具体的内容」の各施設の欄は、「管理運営業務の基準」に比べて特に重視する点、変更する点、工夫する点などを分かりやすく記してください。

(3) その他

- ・警備、清掃、点検その他の業務で、(1)及び(2)の施設を横断的に行うもの、または、(1)及び(2)の施設に属さないものについて記してください。

項目		内容
具 体 的 内 容		

(注)

「具体的内容」の各施設の欄は、「管理運営業務の基準」に比べて特に重視する点、変更する点、工夫する点などを分かりやすく記してください。

- ・作業を委託する場合の指定管理者としての具体的な点検・チェック方法や指導監督方法について、記してください。

VI 危機管理体制

1 地震、火災等緊急時の対応

地震、火災等災害発生時の対応方針(連絡体制、利用者の避難誘導、応急措置等)及び事前の取り組み(職場研修、訓練計画の作成等)の方策について具体的に記してください。

2 事故防止の取り組み及び発生時の対応

- (1) 施設、設備の特性を理解し、想定される事故リスクに対し、講ずる防止策(日常的な点検方法、職員による監視体制、利用者への注意喚起など)について具体的に記してください。
- (2) 事故発生時の連絡体制、応急措置等の対応方針について具体的に記してください。

<記載上の留意事項>

項目	評価のポイント	様式A 4 フォントサイズ 10.5pt
団体の能力		
団体の経営状況等	・業務の継続性や安定性が確保されると判断できる具体的な提案がなされているか。 ・申請企業（団体）に安定性や妥当かつ長期的な経営方針はあるか。	2 ページ以内
施設の管理に関する基本的考え方	・当該公園の特性を明確に認識し、公園管理運営上の課題を十分に把握しているか。	2 ページ以内
	・県営都市公園経営基本計画に定める目的、公園ビジョン等に沿った基本方針となっているか。 ・施設の公共性を踏まえた基本方針となっているか。	2 ページ以内
	・現在の業務や過去の実績と関連があるなど、参加の動機付けが十分に認められるか。	2 ページ以内
経営に関する計画等		
収支計画、利用人数の計画、管理経費の節減等	・限られた経費でより良い施設管理やサービスを行うための取り組みなど、効率的な管理運営を行うための工夫があるか。	2 ページ以内
	・利用料金の設定は適切か。 ・利用料金の減免の仕方は適切か。	必要ページ数
組織体制に関する計画		
管理運営体制	・各業務を確実に実施できる体制又はグループ構成となっているか。 ・各業務を実施するために必要なスタッフや専門的な能力を持つ職員が配置されているか。	3 ページ以内
職員の配置計画	・公園緑地の維持管理に必要な技術や知識を持つ人材の確保がなされているか。 ・建物・設備、運動施設、遊具の維持管理運営に必要な技術や知識を持つ人材の確保がなされているか。 ・運動施設の芝生の維持管理に必要な技術や知識を持つ人材の確保がなされているか。 ・施設の小修繕に対応できる技術や知識を持つ人材の確保がなされているか。	2 ページ以内
人材の育成計画	・施設の運営や維持管理に必要な知識を習得するための研修など、適切な人材育成計画があるか。 ・日常業務の中で、施設の運営や維持管理に必要な知識を職員が獲得できる組織管理体制となっているか。	3 ページ以内
接客、利用指導、苦情処理	・接客、利用指導、苦情処理が適切に行われるか。	2 ページ以内

サービス向上、利用増進に関する計画		
イベント、広報計画、自主事業計画	・公園特性にあった利用促進・誘客のための効果的な方策であるか。 ・公園特性に合った実現可能な自主事業（雨天時のプログラム等）が提案されているか。また、過度に収益性を求めるものではないか。 ・自主事業の実施によって、優先使用調整への支障や、一般利用者の利用阻害の心配はないか。	5 ページ以内
利用者意見の反映等	・供用日及び供用時間等の設定は適切か。 ・施設の利用受付、調整、決定の方法は、公共性、公平性が確保されているか。 ・利用者の利便（ユニバーサルデザインへの対応を含む。）に配慮したものか。また、利用者ニーズの把握、管理運営への反映が適切に行われるか。	3 ページ以内
地域団体等との連携	・関係団体、地域住民やボランティア、地域団体、地元自治体等との連携方策は適切か。	3 ページ以内
	・申請者が指定管理者になることによる地域の活性化、地域への経済効果、周辺施設と連携した取り組み、社会活動など、地域への貢献があるか。	2 ページ以内
施設管理に関する計画		
施設等維持管理	・建物・設備、運動施設の維持管理方法、計画は妥当か(点検・修繕、長寿命化対応等)。 ・運動器具、遊具等の維持管理方法、計画は妥当か(点検修繕等) ・樹木・植物の維持管理方法、計画は妥当か。 ・それぞれ必要な管理水準を確保できるか。	6 ページ以内
危機管理体制		
地震、火災等緊急時の対応	・地震、火災等、災害発生時の対応方針及び事前の取組の方策は適切か。	3 ページ以内
事故防止の取組及び発生時の対応	・施設、設備の特性を理解し、想定される事故リスクに対し、適切な防止策を講じているか。 ・事故発生時の連絡体制、応急措置等の対応方針は適切か。	3 ページ以内

(様式第5号)

静岡県草薙総合運動場管理運営業務に関するグループ協定書

(目的)

第1条 ○○○、○○○、……の○社は、静岡県草薙総合運動場の指定管理者募集にあたりグループを結成し、申請関係書類の作成、提出を行い、指定管理者として静岡県草薙総合運動場管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）を共同連帯して履行することを目的とする。

(名称)

第2条 グループの名称は、○○○○（以下「当グループ」という。）とする。

(事務所の所在地)

第3条 当グループは、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当グループは、 年 月 日に成立し、指定管理者としての管理運営業務の履行完了後解散する。ただし、静岡県が当グループ以外のものを静岡県草薙総合運動場の指定管理者に指定したときは、その時点で解散する。

2 前項の解散の時期は、構成員○社の協議により、これを延長することができる。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当グループの構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

名 称

代表者名

所 在 地

名 称

代表者名

(代表者の名称)

第6条 当グループは、○○○を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当グループの代表者は、次に掲げる事項についての権限を有するものとする。

- (1) 申請関係書類の作成及び提出
- (2) 静岡県との管理運営業務についての協定書の締結
- (3) 管理運営業務についての委託料の請求及び受領

(構成員の責任)

第8条 各構成員は、管理運営業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第9条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(構成員の脱退に対する措置)

第10条 構成員は、静岡県及び構成員の承認がなければ、管理運営業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち管理運営業務の履行を完了する日前において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、残存構成員が連帯して管理運営業務を履行する。

(構成員の破産又は解散に対する措置)

第11条 構成員のうちいずれかが管理運営業務の履行を完了する日前において破産又は解散した場合においては、前条第2項を準用する。

(協定書に定めのない事項)

第12条 この協定書に定めのない事項については、構成員〇社の協議により定めるものとする。

〇〇〇外〇社は、上記のとおり静岡県草薙総合運動場管理運営業務に関するグループ協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地

名称

代表者名

⑥

所在地

名称

代表者名

⑥

(様式第 6 号)

委 任 状

静岡県知事 氏 名 様

グループの名称

構成員 所 在 地
名 称
代表者名

㊟

所 在 地
名 称
代表者名

㊟

私は、下記のグループ代表者を代理人と定め、当グループが存続する間、次の権限を委任します。

受任者 所 在 地
グループ代表者 名 称
代表者名

委任事項

- 1 静岡県草薙総合運動場の指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 2 静岡県との静岡県草薙総合運動場管理運営業務についての協定書の締結
- 3 静岡県草薙総合運動場管理運営業務についての委託料の請求及び受領

受任者印鑑